

秋田市消防本部応急手当推進キャラクターの使用に関する要綱

令和6年1月10日
消防長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、秋田市消防本部応急手当推進キャラクター^{ちようすけ}提助(以下「キャラクター」という。)のイラスト、愛称又はこれに準ずるものの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の承認申請)

第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ秋田市消防本部応急手当推進キャラクター使用承認申請書(様式第1号)に次の書類を添えて消防長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの使用方法がわかる資料
- (3) その他消防長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認の手続きを要しないものとする。

- (1) 秋田市消防団が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) その他消防長が適当と認める場合

(使用の承認)

第3条 消防長は、前条第1項に規定する内容を審査し、応急手当の普及啓発活動等に寄与すると認める場合は、キャラクターの使用を承認するものとする。

2 消防長は、前項の規定により使用の承認をする場合は、秋田市消防本部応急手当推進キャラクター使用承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(使用の制限)

第4条 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当すると認める場合、消防長は、その使用を承認しないものとする。

- (1) 応急手当普及啓発活動等の趣旨に反する場合
- (2) 秋田市消防本部の信用又は品位を傷つけるおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教団体の活動に利用される場合
- (4) 特定の個人又は団体等の売名又は利益に利用される場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合
- (6) キャラクターが適正な使用方法に従って使用されない場合

(7) その他使用を承認することが不相当と認められる場合
(使用上の遵守事項)

第5条 第3条の規定によりキャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用方法のみに使用すること。
- (2) キャラクターのイメージ、信用性等を損なうことがないよう適正に使用するとともに、安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (3) 使用に際し、その表情、様態、色彩の一部等も変更して使用しないこと。
ただし、消防長があらかじめ相当と認めた場合は、この限りではない。
- (4) キャラクターを用いた物件の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮をすること。

なお、当該物件を原因とする事故に関しては、秋田市は一切の責任を負わないものとする。

- (5) 第三者に対し使用の権利を譲渡し、又は再許諾しないこと。
- (6) キャラクターについて、商標権、意匠権その他の自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。
- (7) キャラクターを使用する際は、「秋田市消防本部応急手当推進キャラクター提助^{ちようすけ}」と記載すること。ただし、記載が困難であると消防長が認めた場合は、この限りでない。
- (8) 提供を受けたキャラクターデータは、複製又は第三者に開示若しくは漏えいしないこととし、使用期間終了後は、速やかに消去すること。

(是正の措置)

第6条 消防長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は直ちにその是正を求め、又は当該使用承認を取消すものとする。

- (1) 虚偽の申請を行ったとき。
 - (2) 承認の条件に違反したとき。
 - (3) 第4条第1項各号のいずれかに該当したとき。
 - (4) 前条の規定その他この要綱に違反したとき。
- 2 消防長は、前項の規定により使用の承認を取消された者に対し、当該承認に係る物件の使用停止および回収を求める等、適切な処置をとることができる。
- 3 消防長は、その承認を得ずにキャラクターを使用している者又は使用しようとしている者に対して、使用停止および使用した物件の回収を求める等、適切な措置をとることができる。
- 4 第2項および前項の規定による物件の回収に要する費用は、当該回収を行うべき者の負担とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用等の取扱いについて必要な事項は、消防長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月28日から施行する。